

全ト協発第 533 号(企)
令和 8 年 2 月 2 日

都道府県トラック協会 会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 寺岡 洋一
(公印省略)

公正取引委員会「荷主との取引に関する実態調査」の実施について
(お知らせ)

平素は当協会の業務運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、公正取引委員会では、荷主と物流事業者との取引における優越的地位の濫用を効果的に規制する観点から、独占禁止法に基づき、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」(物流特殊指定)を定め、物流における取引の公正化に取り組んでおり、例年同様、全国の約 40,000 者を対象に標記「荷主との取引に関する実態調査」をオンラインにより実施する旨通知がありましたのでお知らせいたします。なお、調査案内は本年 2 月 2 日より公正取引委員会から調査対象事業者に対して発送されております。

公正取引委員会では、令和 5 年 1 月 29 日に「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を公表し、持続的な構造的賃上げの実現に向け、特に中小企業における原資を確保できる取引環境の整備を推進しており、本調査は、荷主による買いたたきに関する質問項目等含めた実態を把握する上で大変重要な調査となっております。

つきましては、本調査の周知にご協力いただくとともに、調査対象となった会員事業者から問い合わせ等があった場合には、下記の公正取引委員会物流調査事務局をご案内いただきますようよろしくお願い申し上げます。

【添付書類】

- ・公正取引委員会から調査対象事業者への協力依頼文書
- ・調査票
- ・全日本トラック協会あて周知協力依頼文書

【公正取引委員会ホームページ】

<https://www.jftc.go.jp/dk/butsuryu/chosa/butsuryu.html>

※上記ホームページから調査票等を確認いただけます。

※本調査に関する問い合わせ先 :

公正取引委員会 物流調査事務局 (コールセンター)

TEL : 03-5931-2309

(受付時間 : 土日祝日を除く 9:30~12:00、13:00~17:30)

コールセンター設置期間 : 令和 8 年 2 月 3 日(火)~令和 8 年 3 月 6 日(金)まで

公取企第201号
令和8年2月2日

代表者 殿

公正取引委員会事務総局
官房審議官(取引適正化担当)
(公印省略)

荷主との取引に関する調査について（協力依頼）

公正取引委員会は、荷主と物流事業者との取引における優越的地位の濫用行為を効果的に規制する観点から、独占禁止法第2条第9項第6号の規定に基づき、「特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法」(以下「物流特殊指定」といいます。)を定めています（物流特殊指定の概要については、公正取引委員会ウェブサイト（<https://www.jftc.go.jp/dk/butsuryu.html>）を御参照ください。）。

このたび、当委員会は、貴社を含む物流事業者の皆様に、荷主との取引に関する調査への御協力ををお願いすることといたしました。

貴社におかれましては、御多忙中のことは存じますが、下記のとおり、本調査に御協力くださいますようお願いいたします。

なお、御回答いただいた内容については、公正取引委員会の独占禁止法若しくは中小受託取引適正化法の執行部門又は関係省庁に情報提供することがあります。また、回答用紙に記入された個別・具体的な内容については回答者が特定できる形で外部に公表することはありません。国家公務員は、職務上知り得た事業者の秘密に関して、法律（国家公務員法第100条）により守秘義務が課せられています。

公正取引委員会及び関係省庁は、情報を提供していただいた物流事業者の方が荷主に特定されたり、情報を提供したことが疑われたりすることのないよう細心の注意をして調査しています。

記

1 回答方法

本調査はオンラインで実施します。設問はウェブサイトで御覧ください。

裏面記載のログインID及びパスワードを用いて、回答専用ウェブサイトから回答してください。

2 回答期限 令和8年3月2日（月）

3 注意事項

公正取引委員会又は関係省庁の担当者が照会する場合がありますので、回答から2年間、回答内容を保存してください。

問い合わせ先 **公正取引委員会 物流調査事務局（コールセンター）**

03-5931-2309 (通話料金が掛かります。)

受付時間：土日祝日を除く 9:30~12:00
13:00~17:30

設置期間：令和8年2月3日（火）～令和8年3月6日（金）

荷主との取引に関する調査に御協力をお願いします。

以下のログインID及びパスワードを用いて回答専用ウェブサイトにアクセスし、回答専用ウェブサイト内に記載した回答要領を御覧の上、回答してください。

【回答専用ウェブサイトへのアクセス方法】

パソコンの場合



Step
1

公正取引委員会
ウェブサイトにアクセス

公正取引委員会

で検索！

Step
2

トップページの「荷主との取引に関する調査
への回答はこちら」バナーをクリック



クリック



スマートフォンの場合

右の二次元コードを読み込み、回答専用ウェブサイトにアクセス→

※オンライン回答は公正取引委員会が業務委託した事業者を利用しているため、
外部サイトに移動します。



※こちらはサンプルです※

▶ ログインID (8桁)

1	2	3	4	5	A	B	C
---	---	---	---	---	---	---	---

半角数字

半角英大文字

▶ パスワード (8桁)

Z	Y	X	W	V	U	T	S
---	---	---	---	---	---	---	---

半角英大文字

荷主との取引に関する調査票

本調査は、令和7年1月1日から同年12月31日まで（以下、この1年間の期間を「回答対象期間」といいます。）の、貴社が選択した回答対象荷主との取引について回答してください。

回答対象となる取引は、以下のとおりです。

回答対象となる取引がない場合は、設問1-1のみ回答してください。

I 取引の内容

回答対象の「取引の内容」は、貴社が荷主から継続的^(注1)に受託している物品^(注2)の運送又は保管（以下「運送等」といいます。）です。

ここで「荷主」とは、例えば製造業者、卸売業者、小売業者など、物流事業者以外の事業者を指します（ただし、物流事業者であっても、荷主の子会社^(注3)である、いわゆる「物流子会社」は荷主として扱います。）。

該当の取引が無い場合、回答対象となる取引はありません（設問1-1のみ回答してください。）。

（注1） 「継続的」とは、毎月のように連続的に受託しているということまでは必要ではなく、例えば、半年ごとに受託しているような場合も含まれます。ただし、運送等が臨時で行われるような単発（スポット）取引は調査の対象から除かれます。

（注2） 「物品」とは、内容に限定はなく、例えば、ガソリン等の液体や酸素・窒素等のガス状のものも含まれます。

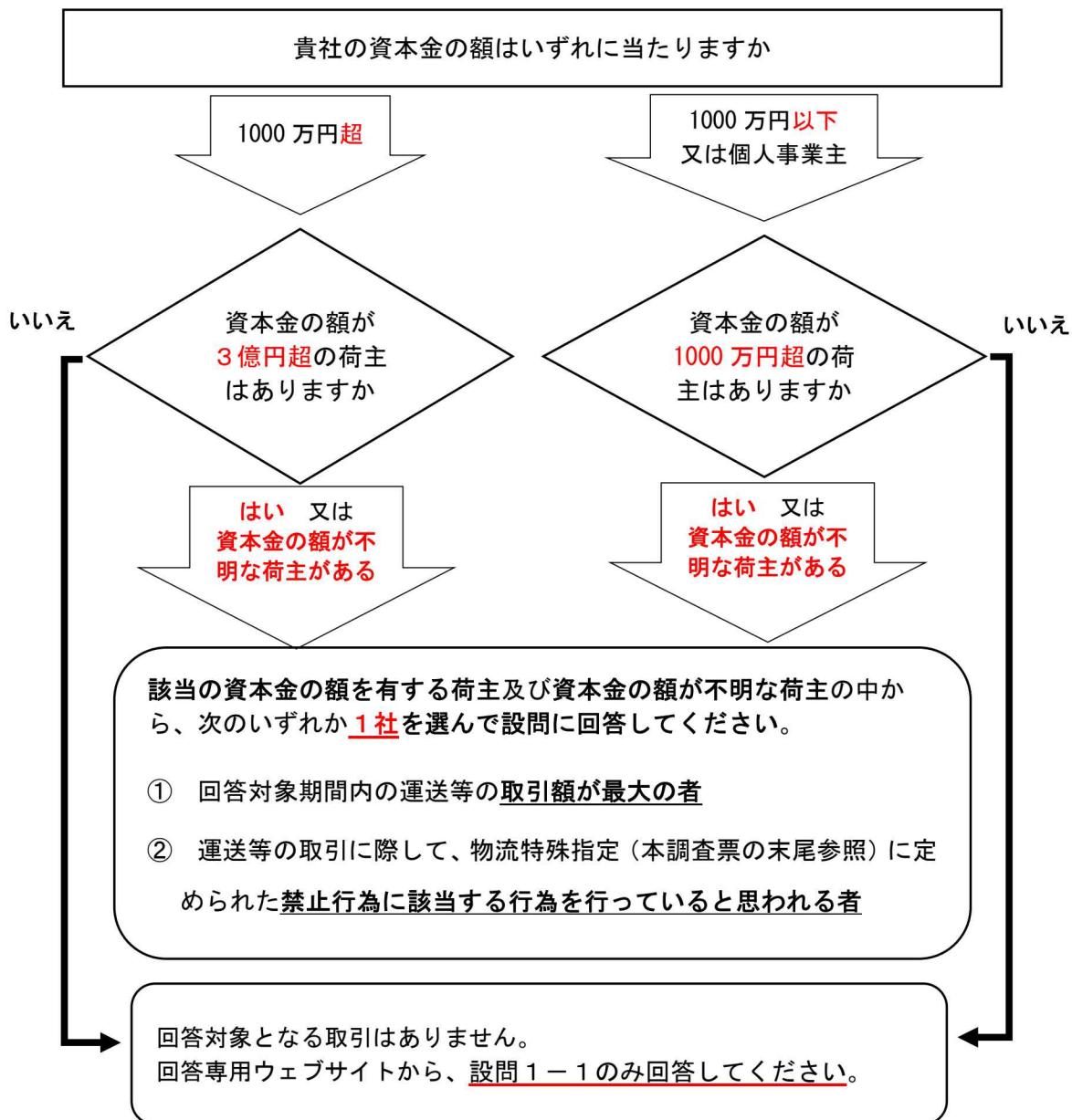
（注3） 子会社とは、荷主である親会社が総株主の議決権の過半数を有する会社をいいます。単に同一の企業グループに属しているのみでは当たりません。



回答対象となる取引は、次ページに続きます ⇒

II 回答対象荷主

回答対象荷主は、貴社に対して前記Ⅰで示した物品の運送等を委託している荷主のうちから、下図に従い、貴社が1社選定してください。



※ 資本金の「超」はその金額を含まず、「以下」はその金額を含みます。

【例】 「資本金が3億円超」 ⇒ 資本金額3億円ちょうどを含まない。
「資本金が3億円以下」 ⇒ 資本金額3億円ちょうどを含む。

＜重要なお知らせ＞

令和8年1月1日から施行された中小受託取引適正化法（取適法）では、荷主から物流事業者に対する運送の委託の多くについても対象取引（特定運送委託）とされています。
取適法の概要については、別添資料を御参照ください。

III 回答要領

- 回答対象取引がない場合や、廃業、解散等による事業活動の終了や他社への吸収合併により貴社が現在事業活動を行っていないような場合も、設問1-1のみ回答してください。
- 次ページ以降の設問には、前の設問への回答内容に応じて、実際には表示されないものもあります。画面に表示された設問にのみ回答してください。
- 回答を中断しても、中断した箇所から再開できます。
- 一度送信した回答を修正する場合は、改めてログインして必要箇所を修正し、「次ページ」または「回答を更新」のボタンを押して更新してください（次のページへ進むことでも回答が上書き保存されます。）。
- **★印がある設問は必須回答です。**

回答締切り： 令和8年3月2日（月）

御協力をお願いします。

設問 1－1 貴社の概要等について

回答時点での以下の事項をお尋ねします。

ア 貴社の概要（貴社名、郵便番号、本店所在地）★

イ 回答作成の御担当者名、所属、役職、連絡先（電話番号・電子メール）★

ウ 事業活動の終了等の有無★

① 事業活動を行っている

② 廃業、解散といった事業活動の終了や、他社への吸収合併がある（⇒設問 1-4 へ移動します）

エ 繼続的取引の有無★

荷主（製造業者、卸売業者、小売業者等、物流事業者以外の事業者）から、継続的（注）に、物品の運送又は保管の業務を受託していますか。

① はい

② いいえ（⇒設問 1-4 へ移動します）

（注）「継続的」とは、毎月のように連続的に受託しているということまでは必要ではなく、例えば、半年ごとに受託しているような場合も含まれます。ただし、運送等が臨時で行われるような単発（スポット）取引は調査の対象から除かれます。

オ 資本金又は出資の総額★

貴社の資本金又は出資の総額を、次の区分から選択してください。

① 3億円超（⇒設問 1-4 へ移動します）

② 1000万円超3億円以下

③ 1000万円以下

④ 個人（個人事業主の方はこちら）

カ 回答対象取引の有無★

前記オの回答に応じて、以下のいずれかをお尋ねします。

前記オが②の場合、資本金3億円超（又は不明）の荷主はありますか。

前記オが③又は④の場合、資本金1000万円超（又は不明）の荷主はありますか。

① ある

② ない（⇒設問 1-4 へ移動します）

キ 事業内容

※複数ある場合は、最も売上げの大きいものを1つ選択してください。

①鉄道業 ②道路貨物運送業 ③水運業 ④港湾運送業 ⑤航空運輸業 ⑥倉庫業 ⑦その他

ク 年間売上高

直近事業年度の売上高を次から選択してください（税抜き・単体）。

①10億円超 ②1億円超10億円以下 ③1000万円超1億円以下 ④1000万円以下

ケ 従業員数★

貴社の従業員数を、次の区分から選択してください。

回答時点の人数が不明な場合は、直近の特定の時点の人数で回答しても結構です。

① 300人超

② 300人以下（300人ちょうどの場合はこちら）

コ 議決権の過半数を有する親会社の有無及び親会社の概要★

※貴社の議決権を保有している事業者があっても、その保有比率が50%以下の場合は「①ない」を選択してください。

① ない

② ある（親会社の商号、本店所在地、議決権保有比率及び資本金の額を記入してください）

設問 1－2 回答対象荷主について

貴社が選定した回答対象荷主※について、以下の事項をお尋ねします。

※回答対象荷主の選定については、本調査票 1～2 ページを御覧ください。

ア 回答対象荷主の商号★

※正式名称で、「株式会社」なども省略せずに回答してください。

イ 回答対象荷主の本店所在地★

※貴社への発注を担当する部署がある事業所ではなく、**本店の所在地**を回答してください。

ウ 回答対象荷主の資本金又は出資の総額★

回答対象荷主の資本金又は出資の総額を、次の区分から選択してください。

- ① 3 億円超
- ② 1 000 万円超 3 億円以下
- ③ 分からない

エ 物流取引に際しての輸入通関業務附帯の有無

※貴社が、運送等の受託に併せて、**輸入通関業務**（輸出通関業務は含みません。）も受託している場合は「②ある」を選択してください。

- ① ない
- ② ある

オ 回答対象荷主の発注担当部署

※記入例：「●●支店●●部」

カ 回答対象荷主との取引内容

※記入例：「●●製品の運送」、「●●商品の保管」

回答対象荷主とは

次の条件を 2 つとも満たす荷主を選択してください。

条件① 対象の取引があること（詳細は 1 ページ参照）



（物流事業者でない

いわゆる「真荷主*」）

* 真荷主の物流子会社は含めます。

条件② 貴社の資本金の額と比較して、一定以上の額の資本金を有する（又は不明である）こと
(詳細は 2 ページ参照)

※両方満たす荷主が無い場合は、設問 1－2 以下に回答する必要はありません。

※ 令和7年1月1日～同年12月31日の取引について回答してください。

設問2 運賃・料金又は保管料の額の決定について

ア 回答対象荷主は、労務費、エネルギーコスト等のコストの上昇分の運賃・料金又は保管料への反映の必要性について、交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりの取引価格に据え置きましたか（貴社が協議を申し入れていたか否かは問いません。）。

- ① 明示的に協議することなく、据え置いたことはない
- ② 明示的に協議することなく、据え置いたことがある
- ③ 明示的に協議を実施した（※協議の結果については問いません）

イ 回答対象荷主は、労務費、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、貴社が運賃・料金又は保管料の額の引上げを求めたにもかかわらず、従来どおりの取引価格に据え置きましたか。

- ① 据え置いたことはない（又はそのような事例はない）
- ② 据え置いたことがある（据え置く理由を記録に残る方法（文書、電子メール等）で回答した）
- ③ 据え置いたことがある（据え置く理由を記録に残る方法（文書、電子メール等）で回答していない）

ウ 回答対象荷主は、前記ア及びイのようなコスト上昇以外の状況に起因して、貴社との間で運賃・料金又は保管料の額を取り決める必要があった際に、下記のいずれかの方法で運賃・料金又は保管料の額を決定（改定を含みます。以下同じです。）したことがありましたか。（複数回答可）

- ① 回答対象荷主の予算を基準にして一方的に決定した
- ② 回答対象荷主が、貴社以外の物流事業者と協議して決めた運賃・料金又は保管料を、貴社との取引価格として一方的に決定した
- ③ 従来の運賃・料金又は保管料の額を一律に一定率（又は一定額）引き下げて決定した
- ④ 上記①～③の事項のいずれにも該当するものはなかった

エ 貴社が回答対象荷主に運賃・料金又は保管料の額の引上げを申し入れた場合、その根拠として貴社が示した理由は何でしたか。（複数回答可）

- ① 労務費の上昇
- ② エネルギーコスト（電気・ガス・燃料価格等）の上昇
- ③ 車両、タイヤ等の設備に要する費用の上昇
- ④ その他（※理由を具体的に記入してください）
- ⑤ 回答対象期間内に申入れはしなかった（※理由を具体的に記入してください）

オ 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下「労務費転嫁指針」といいます。）についてお尋ねします。労務費転嫁指針を御存じでしたか。

※「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和8年1月1日改正
内閣官房・公正取引委員会）

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>



- ① 知っていた
- ② 知らなかった（この調査票で初めて知った）（⇒設問3に移動します）

力 **回答対象荷主**との運賃・料金又は保管料の協議に際して、労務費転嫁指針を活用したことがありますか。

- ① あった
- ② 一度もなかった

設問3 運賃・料金又は保管料の支払について

該当する事項を選択してください。(複数回答可)

- ① **回答対象荷主**は、貴社との合意なしに、支払期日が金融機関の休業日だったとして、支払期日までに運賃・料金又は保管料を支払わなかつたことがある
- ② **回答対象荷主**は、回答対象荷主の事務処理が遅れたとして、支払期日までに運賃・料金又は保管料を支払わなかつたことがある
- ③ **回答対象荷主**は、貴社が請求書を提出する時期が遅かったとして、支払期日までに運賃・料金又は保管料を支払わなかつたことがある
- ④ **回答対象荷主**は、上記①～③以外の理由で、貴社に責任がないにもかかわらず、支払期日までに運賃・料金又は保管料を支払わなかつたことがある (※理由を具体的に記入してください)
- ⑤ **回答対象荷主**は、手形期間が60日超の手形で支払ったことがある
(※手形期間を具体的に記入してください)
- ⑥ **回答対象荷主**は、決済期間（手形の交付から満期までの期間に相当する期間）が60日超の一括決済方式又は電子記録債権で支払ったことがある (※決済期間を具体的に記入してください)
- ⑦ 上記①～⑥の事項のいずれにも該当するものが無かった

＜重要なお知らせ＞

- ◆ 令和8年1月1日から施行された中小受託取引適正化法（取適法）では、荷主から物流事業者に対する運送の委託の多くについても対象取引（特定運送委託）とされています。
- ◆ 取適法の対象取引においては、手形払が禁止され、また、電子記録債権や一括決済方式（ファクタリング等）などの支払手段についても、支払期日までに代金相当額の金銭を得ることが困難なものは併せて禁止されますので留意してください。
取適法の概要については、**別添資料**を御参照ください。

※ 令和7年1月1日～同年12月31日の取引について回答してください。

設問4 運賃・料金又は保管料の減額について

該当する事項を選択してください。(複数回答可)

- ① 回答対象荷主は、貴社に責任がないにもかかわらず、既に提供した運送等の代金を一定率（又は一定額）減額して支払ったことがある
(「協力金」、「協賛金」、「値引き」、「歩引き」、「手数料」等、減額の名目は問いません)
- ② 回答対象荷主は、運賃・料金又は保管料の支払方法が手形払の場合に、貴社が希望していないにもかかわらず、現金で支払うことを理由に運賃・料金又は保管料を減額して支払ったことがある
- ③ 回答対象荷主は、貴社との合意なしに、金融機関への振込手数料を運賃・料金又は保管料の額から差し引いて支払ったことがある
- ④ 回答対象荷主は、貴社と運賃・料金又は保管料の額の引下げを合意した後、既に発注済みのものにまで、引き下げた新しい運賃・料金又は保管料の額を適用したことがある
- ⑤ 上記①～④の事項のいずれにも該当するものが無かった

設問5 物品の購入要請・サービスの利用要請について

該当する事項を選択してください。(複数回答可)

- ① 回答対象荷主から、要請に応じないと取引を打ち切る、取引数量を削減するなど、今後の取引に影響すると受け取れるような方法で、貴社が事業遂行上必要としない物品（飲食料品、イベントのチケット等）の購入又はサービス（保険、リース等）の利用を要請され、応じたことがある
(※内容を具体的に記入してください)
- ② 回答対象荷主から、回答対象荷主の発注担当者など今後の取引に影響を及ぼす者を通じて、貴社が事業遂行上必要としない物品の購入又はサービスの利用を要請され、応じたことがある
(※内容を具体的に記入してください)
- ③ 回答対象荷主から、目標額・目標数量を割り当て、貴社が事業遂行上必要としない物品の購入又はサービスの利用を要請され、応じたことがある (※内容を具体的に記入してください)
- ④ 回答対象荷主から、貴社が購入又は利用の意思が無いと伝えたにもかかわらず、貴社が事業遂行上必要としない物品の購入又はサービスの利用を重ねて要請され、応じたことがある
(※内容を具体的に記入してください)
- ⑤ 回答対象荷主から、上記①～④以外の方法で、貴社が事業遂行上必要としない物品の購入又はサービスの利用を要請され、応じたことがある (※内容を具体的に記入してください)
- ⑥ 上記①～⑤の事項のいずれにも該当するものが無かった

設問 6－1 運送等に係る附帯業務の無償での提供等について

該当する事項を選択してください。(複数回答可)

- ① 回答対象荷主から、委託内容に含まれていない附帯業務（貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、荷積み、荷卸し、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り等）を行うよう要請され、無償で応じたことがある（※内容を具体的に記入してください）
 - ② 回答対象荷主がプロモーション活動（イベント等）を行った際に、貴社が既に提供した運送役務等の代金を減額する方法ではなく、別途、金銭を提供するよう要請され、応じたことがある（「協賛金」、「協力金」等、提供の名目は問いません。）（※内容を具体的に記入してください）
 - ③ 設問 1－2 工（輸入通関業務附帯の有無）で「②ある」を選んだ場合、回答対象荷主から、物品の運送等の継続的な取引に附帯して、輸入通関業務（輸出通関業務は含みません。）も併せて受託した際に、事前にその条件を明確にせず、又は貴社の負担を上回る（又は負担に見合う）直接の利益（※）が無いにもかかわらず、同業務において発生する関税・消費税の支払を一時的に立て替えるよう要請され、応じたことがある
- （※直接の利益とは、貴社が金銭等の経済上の利益を提供することにより、貴社の取引数量、取引高の増加につながる場合など実際に生じる利益のことをいい、回答対象荷主との将来の取引が有利になるというような間接的な利益は含みません。）
- ④ 回答対象荷主から、上記①～③以外の経済上の利益の提供を要請され、応じたことがある
(※内容を具体的に記入してください)
 - ⑤ 運送中の事故等により貨物に毀損が生じた場合、回答対象荷主から、毀損のない（無傷の）貨物を含めて費用を負担するよう要請され、応じたことがある
 - ⑥ 上記①～⑤の事項のいずれにも該当するものが無かった

設問 6－2 「着荷主」に対する附帯業務の無償での提供等について

本問は、回答対象荷主から委託を受けた運送に限定せず、貴社が経験した事例を広くお尋ねします。

ア 貴社が委託を受けた物品の運送に関して、運送先の事業者（以下「着荷主といいます。）からの要請等についてお尋ねします。

該当する事項を選択してください。(複数回答可)

- ① 着荷主から、委託内容に含まれていない附帯業務（貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り等）を無償でさせられたことがある
(※内容を具体的に記入してください)
- ② 着荷主から、上記①以外の経済上の利益の提供を要請され、その要請に応じたことがある
(※内容を具体的に記入してください)
- ③ 上記①～②の事項のいずれにも該当するものが無かった（又は物品の運送は行っていない）

イ 前記アで①～②のいずれかを選んだ場合、その費用は最終的に誰が負担しましたか。

該当する事項を選択してください。(複数回答可)

- ① 貴社
- ② 荷主
- ③ 着荷主
- ④ 分からない（少なくとも貴社は負担していない）

※ 令和7年1月1日～同年12月31日の取引について回答してください。

設問7－1 委託内容（積載数量、発着地、集貨日等）の変更・取消し、荷待ちについて

ア 該当する事項を選択してください。（複数回答可）

- ① **回答対象荷主**から委託内容を変更され又は取り消され、それに伴い生じた追加費用を負担したことがある（※内容を具体的に記入してください）
- ② **回答対象荷主**の都合で出発時間・到着時間が変更され、それに伴い生じた運転手の入件費、待機時間料等の追加費用を負担したことがある（※内容を具体的に記入してください）
- ③ 上記①～②の事項のいずれにも該当するものが無かった

イ 前記アで②を選んだ場合、荷待ち時間は一般にどの程度でしたか。最も頻度が多かったと考えられるものを、次の区分から選択してください。

- ① 30分未満
- ② 30分以上1時間未満
- ③ 1時間以上2時間未満
- ④ 2時間以上3時間未満
- ⑤ 3時間以上

ウ 前記アで②を選んだ場合、荷待ちの発生要因はどのようなものでしたか。最も頻度が多かったと考えられるものを、次の区分から選択してください。

- ① 荷主の製造工程や出荷準備の遅延
- ② 積込バースの混雑
- ③ 荷主の部門間や、荷主と貴社の間の連絡の不備
- ④ その他（発生要因を具体的に記入してください。）

エ 貴社では、荷待ち時間（待機時間実績）をどのように把握していますか。（複数回答可）

- ① 運行記録専用端末
- ② デジタルタコグラフ
- ③ スマートフォン等のアプリ
- ④ 運行記録（紙）
- ⑤ その他（具体的に記入してください）

設問 7－2 「着荷主」による委託内容の変更・取消し、荷待ちについて

本問は、回答対象荷主から委託を受けた運送に限定せず、貴社が経験した事例を広くお尋ねします。

ア 貴社が委託を受けた物品の運送に関して、着荷主からの要請等についてお尋ねします。

該当する事項を選択してください。(複数回答可)

- ① 着荷主の都合で委託内容が変更され又は取り消され、当初の委託内容と異なる運送等を行ったこと（例えば、いわゆる「車上渡し」での委託にもかかわらず、取卸しを求められるといった附帯業務の追加も含みます。）がある場合に、貴社が、当該変更等に伴い生じた費用を負担したことがある
(※内容を具体的に記入してください)
- ② あらかじめ取り決められた到着時間に間に合うように到着したにもかかわらず、着荷主の都合で荷卸しが遅れて待機時間が生じた場合に、貴社が、それに伴い生じた運転手の人工費、待機時間料等の追加費用を負担したことがある (※内容を具体的に記入してください)
- ③ 上記①～②の事項のいずれにも該当するものが無かった（又は物品の運送は行っていない）

イ 前記アで①～②のいずれかを選んだ場合、その費用は最終的に誰が負担しましたか。

該当する事項を選択してください。(複数回答可)

- ① 貴社
- ② 荷主
- ③ 着荷主
- ④ 分からない（少なくとも貴社は負担していない）

ウ 前記アで②を選んだ場合、荷待ち時間は一般にどの程度でしたか。最も頻度が多かったと考えられるものを、次の区分から選択してください。

- ① 30分未満
- ② 30分以上1時間未満
- ③ 1時間以上2時間未満
- ④ 2時間以上3時間未満
- ⑤ 3時間以上

エ 前記アで②を選んだ場合、荷待ちの発生要因はどのようなものでしたか。最も頻度が多かったと考えられるものを、次の区分から選択してください。(複数回答可)

- ① 荷役スペースやバースの不足
- ② 荷役人員の不足
- ③ トランクの到着時間の集中
- ④ その他（発生要因を具体的に記入してください）

※ 令和7年1月1日～同年12月31日の取引について回答してください。

設問8 要求拒否に対する対応について

該当する事項を選択してください。

- ① 設問2から設問7-1（設問6-2を除きます）までに関して、回答対象荷主からの不当な要求（減額や物品購入等の要請）を拒否したところ、取引を打ち切られた又は取引数量、取引高等を減らされたことがある
- ② 上記①の事項に該当するものが無かった

設問9 情報提供への対応について

該当する事項を選択してください。

- ① 設問2から設問8（設問6-2及び設問7-2を除きます）までに関して、回答対象荷主から不利益な行為を受けたとして、その事実を公正取引委員会に知らせた又は知らせようとしたところ、取引を打ち切られた又は取引数量、取引高等を減らされたことがある
- ② 上記①の事項に該当するものが無かった

設問10 取引条件の決定について

ア 物品の運送等の受託に際して、回答対象荷主とあらかじめ定めた取引条件を選択してください。(複数回答可)

- ① 運送等の内容
- ② 運賃
- ③ 保管料
- ④ 燃料サーチャージ
- ⑤ 有料道路使用料（※有料道路使用時の料金負担方法のみの場合を含みます）
- ⑥ 附帯業務（貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、荷積み、荷卸し、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り等）の内容
- ⑦ 附帯業務の料金
- ⑧ 待機時間料
- ⑨ 支払期日
- ⑩ 支払方法
- ⑪ その他（※あらかじめ定めた取引条件を具体的に記入してください）

イ 回答対象荷主は、貴社に物品の運送等を委託する際に、前記アの取引条件等が記載された発注書面（一定期間内における物品の運送等を受託する際に締結する契約書等を含みます。）を交付しましたか。

- ① 毎回交付した
- ② 交付していない（又は交付しなかったことがある）

ウ 回答対象荷主が、貴社に附帯業務も行わせている場合、附帯業務の料金はどのように定められましたか。

- ① 運賃と別立てで定めた
- ② 運賃と合わせて総額で定めたが、附帯業務に対応した料金の内訳は明確に定めた
- ③ 運賃と合わせて総額で定めたが、附帯業務に対応した料金の内訳は明確に定めなかった
- ④ 運賃のみを定め、附帯業務の料金は明確に定めなかった
- ⑤ 運賃も附帯業務の料金も定めなかった

エ 前記アで⑧を選択した場合、待機時間料はどのように定められましたか。

- ① 貴社の運転手の時間当たり賃金を基準に定められた
- ② 待機した時間に本来なら稼げたと想定される運賃の額を基準に定められた
- ③ その他（具体的に記入してください）
- ④ 特に算定の根拠は無い

設問 1 1 物流取引の内訳について

この調査で調査対象取引として回答した貴社と回答対象荷主の物流取引には、どのようなものが含まれますか。（複数回答可）

- ① 荷主の顧客に納品する運送の委託
- ② 荷主の拠点間の運送の委託
(荷主の工場と荷主の倉庫間の運送、荷主の物流センターから荷主の店舗への運送等)
- ③ 荷主が物品を引き取る運送の委託
(荷主が輸入した貨物の荷揚げ港から荷主の拠点までの運送、荷主の組立て工場で用いる部品を部品メーカーから集めて回る運送（いわゆる「ミルクラン方式」）等)
- ④ 倉庫での保管の委託
- ⑤ その他（具体的に記入してください）
- ⑥ 分からない

＜重要なお知らせ＞（再掲）

令和8年1月1日から施行された中小受託取引適正化法（取適法）では、荷主から物流事業者に対する運送の委託の多くについても対象取引（特定運送委託）とされています。取適法の概要については、別添資料を御参照ください。

※ 令和7年1月1日～同年12月31日の取引について回答してください。

設問12 取適法について

※ 令和8年1月1日から施行された中小受託取引適正化法（取適法）では、荷主から物流事業者に対する運送の委託の多くについても対象取引（特定運送委託）とされています。

取適法の概要については、別添資料又は公正取引委員会ウェブサイト（下記URL）を御覧ください。

<https://www.jftc.go.jp/file/toriteki002.pdf>

ア 貴社は、令和8年1月から、一定の要件を満たす運送委託の取引が、取適法の規制を受けるようになつたことを知つていましたか。

- ① よく知つている
- ② 詳細は知らないが、聞いたことはある
- ③ 今回、初めて知つた

イ 貴社が回答対象荷主から受託している物流取引は、令和8年1月から、取適法の対象になりましたか。

貴社の認識で回答してください。

- ① 全てなつた
- ② 全くなつていない
- ③ なつた取引となつていない取引がいずれもある
- ④ 分からない

設問13 インボイス制度について

※ 令和5年10月から、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されました。インボイス制度の詳細は、国税庁ウェブサイトの特設ページ（下記URL）を御覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

ア 貴社は、以下のいずれに該当しますか。

- ① インボイス制度の開始前後を通じて、免税事業者である
- ② インボイス制度の開始前は免税事業者であったが、開始後に課税事業者になった
- ③ インボイス制度の開始前は課税事業者であったが、開始後に免税事業者になった
- ④ インボイス制度の開始前後を通じて、課税事業者である （⇒設問14へ移動します）

イ アで①～③を選択した場合、貴社は、インボイス制度の開始に際し、回答対象荷主と取引価格の見直しに関する協議を行いましたか。

- ① 協議を行つた
- ② 協議を行っていない

ウ アで①～③を選択した場合、貴社は、インボイス制度の開始後の回答対象荷主との取引価格をどのように設定されましたか。

- ① インボイス制度の開始前と比較して引き下げられた
- ② インボイス制度の開始前と同様に据え置かれた
- ③ インボイス制度の開始前と比較して引き上げられた

設問 14 自由記入について

ここまで回答に対する補足説明があれば記入してください。

設問 15 回答対象荷主以外の荷主に係る情報提供

貴社が物品の運送等を受託するに際して、今回の回答対象荷主以外の荷主から本調査票の各設問に記載の行為を受けたことがあり、今後の調査対象に加えるべきと考える荷主があれば、その商号、本店所在地及び行為の態様を記入してください。

設問は以上で終わりです。

御協力ありがとうございました。

【本件調査の改善に関する御意見・御要望について】

本件調査について、下記の例のような改善に関する御意見・御要望がある場合は御報告ください。
内容を検討の上、次回以降の調査の企画立案に活用させていただきます。

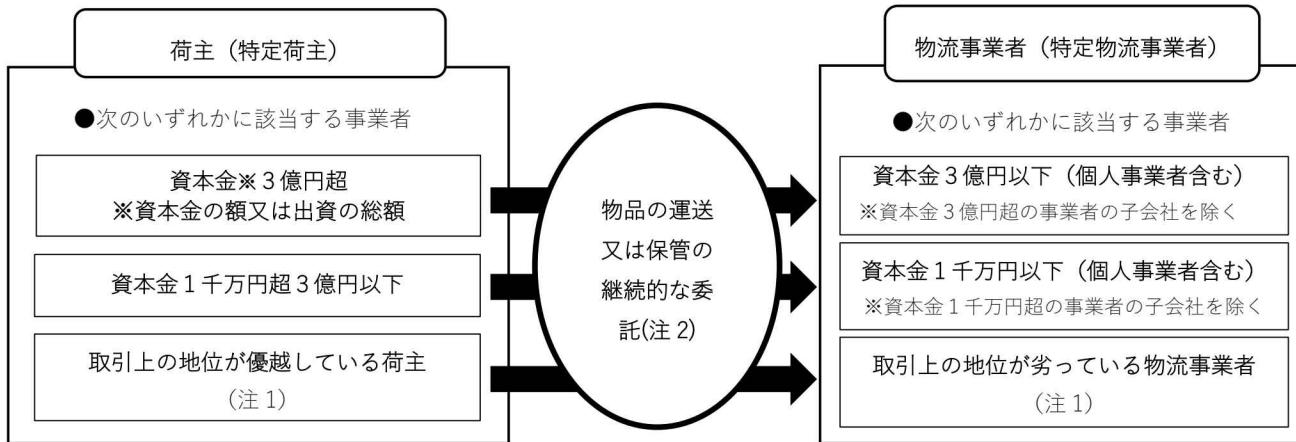
(要望・意見の例)

- ・ 本件調査と〇〇調査において、同じ△△の調査項目を重複して調査されているため、どちらかに回答すればよいようにしてほしい。
- ・ 回答方法について、××を含めた他の回答手段も用意してほしい。
- ・ 設問□□の趣旨が分かりづらく判断に迷うがあるので、分かりやすい文章にしてほしい。

特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法（物流特殊指定）の概要

物流特殊指定は、荷主と物流事業者間の取引における優越的地位の濫用行為を効果的に規制するために定められた独占禁止法上の規制です。

規制の対象となる取引



(注1) 優越性の判断に当たっては、①荷主に対する取引依存度、②荷主の市場における地位、③物流事業者にとっての取引先変更の可能性、④その他荷主と取引することの必要性を示す具体的な事実を総合的に勘案します。

(注2) 下請法第2条第4項に規定する役務提供委託（事業者が業として行う運送又は保管の全部又は一部を他の事業者に委託すること）に該当する場合を除きます。

※ このほか、物流子会社が、その親会社から受託した物品の運送等を他の物流事業者に再委託する場合、当該取引が下請法の規制対象とならないときに、物流特殊指定の規制対象となることがあります。

特定荷主の禁止行為

①代金の支払遅延

特定物流事業者の責に帰すべき理由がないのに、あらかじめ定めた支払期日までに代金を支払わないこと

④物の購入強制・役務の利用強制

正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること

⑦不当な給付内容の変更及びやり直し

運送若しくは保管の内容を変更させ、又は運送若しくは保管を行った後に運送若しくは保管をやり直すことにより、特定物流事業者の利益を不当に害すること

②代金の減額

特定物流事業者の責に帰すべき理由がないのに、あらかじめ定めた代金の額を減じること

⑤割引困難な手形の交付

支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付することにより、特定物流事業者の利益を不当に害すること

⑧要求拒否に対する報復措置

①～⑦に掲げる事項の要求を拒否したことの理由として、取引停止等の不利益な取扱いをすること

③買いたたき

特定物流事業者の運送又は保管の内容と同種又は類似の内容の運送又は保管に対し通常支払われる対価に比し著しく低い代金の額を不当に定めること

⑥不当な経済上の利益の提供要請

自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、特定物流事業者の利益を不当に害すること

⑨情報提供に対する報復措置

公正取引委員会に対し①～⑧の事実を知らせ、又は知らせようとしたことを理由として、取引停止等の不利益な取扱いをすること